

大阪府条例指定NPO法人制度 及び認定NPO法人制度・ NPO法改正の概要

大阪府 府民文化部男女参画・府民協働課
大阪市 市民局区政支援室市民活動支援担当

本日まで説明する内容

- 1. 大阪府条例指定NPO法人制度**
- 2. 認定NPO法人及び
特例認定NPO法人制度**
- 3. NPO法改正の概要**

1. 大阪府条例指定NPO法人制度

地域で公益的な活動を行うNPO法人を条例で指定し、当該法人に対して寄附を行った場合に、個人府民税の所得割の税額控除が受けられる制度です。

条例指定NPO法人に指定されると

条例指定法人に寄附された個人の方は

個人府民税の寄附金税額控除(4%)を受けられます！

※指定都市以外の個人府民税所得割の標準税率が4%であるのに対し、指定都市の個人府民税所得割の標準税率が2%のため、寄附者が指定都市にお住まいの場合は2%となります。

条例指定された法人は

大阪府の条例に法人の名称と所在地が記載されます！

寄附金が集めやすくなり、NPO法人の財政基盤の強化が期待できます！

法人の認知度の高まりが期待できます！

認定NPO法人になるための基準の一つであるPST※を満たします！

※PST（パブリック・サポート・テスト）：広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準

1. 大阪府条例指定NPO法人制度

■ 条例指定NPO法人の基準について

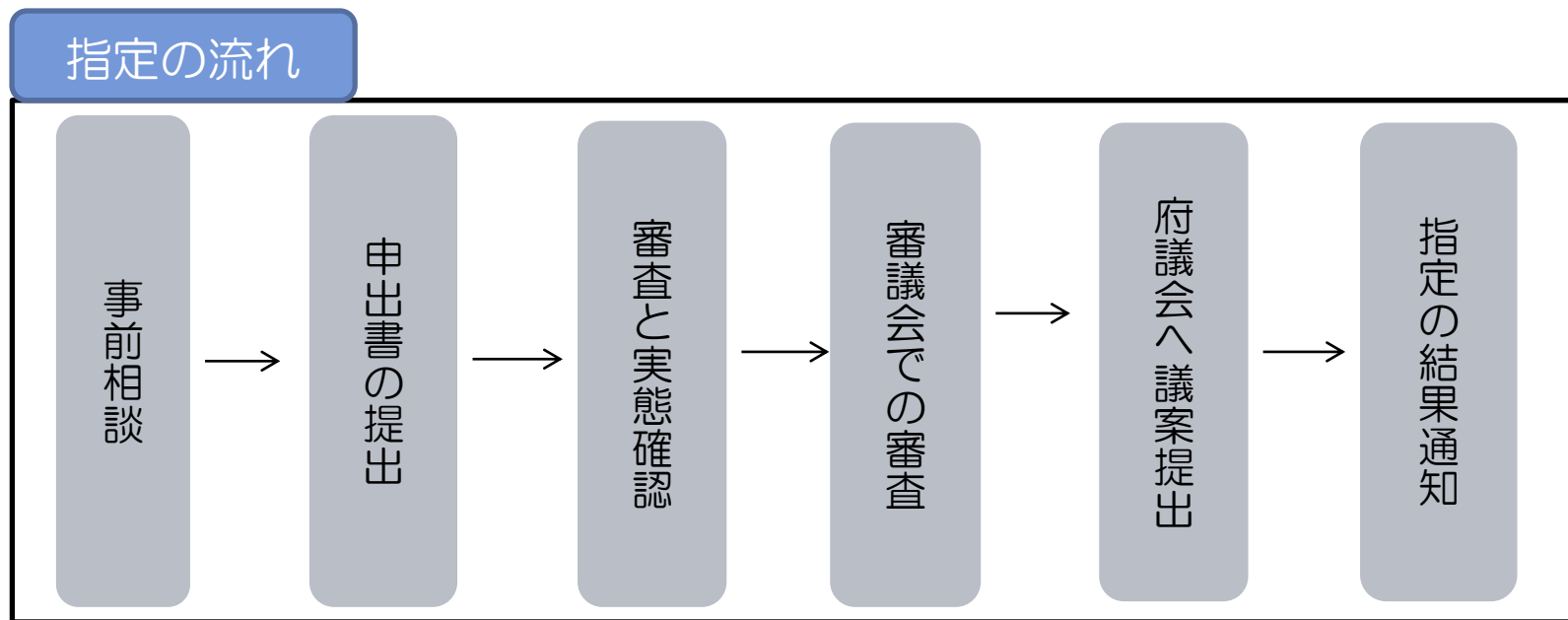
条例指定基準

- ✓ 1. 大阪府内に事務所を有していること
- ✓ 2. 情報発信要件
府民の理解を促進するため、法人の活動について、積極的かつ適切に情報発信し、更新していること
- ✓ 3. 寄附金要件
次の①又は②に該当すること
①年間の総収入に占める寄附金収入の割合が5分の1以上
②年3千円以上の寄附者が年平均50人以上
- ✓ 4. 協働要件
さまざまな団体と協働して、府内の地域課題の解決に向けた活動を行っていること
- ✓ 5. 事業活動において、共益的な活動の占める割合が50%未満であること
- ✓ 6. 運営組織及び経理が適切であること
- ✓ 7. 事業活動の内容が適正であること
- ✓ 8. 情報公開を適切に行っていること
- ✓ 9. 事業報告書等を所轄庁に提出していること
- ✓ 10. 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと
- ✓ 11. 設立の日から1年を超える期間が経過していること

1. 大阪府条例指定NPO法人制度

■ 条例指定手続について

条例指定にあたっては、書面審査のほか、聞き取り調査や法人事務所での実態確認を行います。さらに第三者機関である『大阪府特定非営利活動法人条例指定審議会』を開催して審査を行います。審査の結果、基準に該当すると認められた場合は、大阪府議会に条例案を上程します。最終的に大阪府議会で条例案が可決されれば、条例で定められることとなります。



2. 認定NPO法人制度及び特例認定NPO法人制度

認定特定非営利活動法人（認定NPO法人）とは、NPO法人のうちその運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものにつき一定の基準に適合したものとして、所轄庁の認定を受けたNPO法人をいいます。

特例認定特定非営利活動法人（特例認定NPO法人）とは、NPO法人であって新たに設立されたもの（設立後5年以内のものをいいます。）のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものにつき一定の基準（パブリック・サポート・テストは除きます。）に適合したものとして、所轄庁の特例認定を受けたNPO法人をいいます。

■ 認定NPO法人等になるメリット

- 👍 **社会的信頼が増し、組織・団体と連携しやすくなります！**
- 👍 **寄附金が集めやすくなり、財政基盤を強化できます！**
- 👍 **認定基準をクリアするための準備を通じて、組織を強化することができます！**
- 👍 **役員やスタッフの法人運営に対する意識が高まります！**
- 👍 **税の優遇が受けられます！**

■ 認定NPO法人等になった場合の注意点

- ⚠️ 情報公開をより一層徹底する必要があります
- ⚠️ 寄附金の管理に関する手続きが増えます
- ⚠️ 毎年度報告しなければならない書類が増えます
- ⚠️ 更新のためには常に認定基準をクリアしておかなければなりません

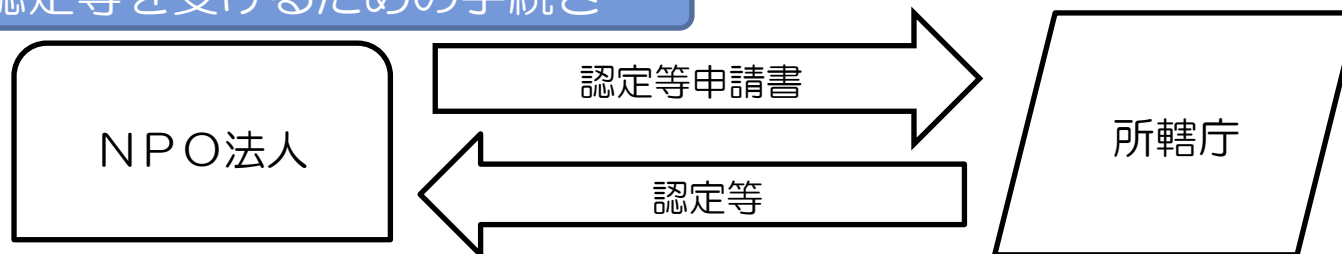
2. 認定NPO法人制度及び特例認定NPO法人制度

■ 認定NPO法人の基準等について

認定NPO法人の認定基準

- ✓ 1. パブリック・サポート・テスト（PST）に適合すること
 - ①相対値基準・・・年間の総収入に占める寄附金収入の割合が5分の1以上
 - ②絶対値基準・・・年3千円以上の寄附者が年平均100人以上
 - ③条例個別指定基準・・・大阪府の条例により個別の指定を受けている
- ✓ 2. 事業活動において、共益的な活動の占める割合が50%未満であること
- ✓ 3. 運営組織及び経理が適切であること
- ✓ 4. 事業活動の内容が適正であること
- ✓ 5. 情報公開を適切に行っていること
- ✓ 6. 事業報告書等を所轄庁に提出していること
- ✓ 7. 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと
- ✓ 8. 設立の日から1年を超える期間が経過していること

認定等を受けるための手続き



3. NPO法改正の概要

平成29年4月の法改正で変わった内容

全てのNPO法人のみなさまに関係する内容

- ・事業報告書等の備置期間の延長等
- ・認証申請時の添付書類の縦覧期間の短縮等

・貸借対照表の公告及びその方法

(平成30年10月1日施行)

本日はこちらを説明します

認定・特例認定NPO法人のみなさまに関係する内容

- ・役員報酬規程等の備置期間の延長等
- ・海外送金等に関する書類の事後届出への一本化等
- ・「仮認定特定非営利活動法人」の名称変更

4. 貸借対照表の公告 (1) 施行日

■ 貸借対照表の公告及びその方法（新法第28条の2 関係）

（改正内容）

変更登記の負担を軽減するため、NPO法人の登記事項から「資産の総額」が削除（組合等登記令を改正予定）されます。

他方、貸借対照表を作成後遅滞なく公告する方式となります。

**貸借対照表の公告に係る規定は、
平成30年10月1日に施行されます。**

4. 貸借対照表の公告 (2) NPO法における規定

貸借対照表の公告の方法（新法第28条の2第1項）

次の①～④の方法のうち定款で定める方法によりこれを公告しなければなりません。

① 官報に掲載する方法（第1号）

② 日刊新聞紙に掲載する方法（第2号）

③ 電子公告（法人のホームページのほか、内閣府NPO法人ポータルサイト等を利用する方法を含む。）（第3号、内閣府令で規定予定）

④ 法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法（第4号、内閣府令で規定予定）

※①及び②の場合は、1度掲載することで公告となりますが、③の場合は貸借対照表の作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、④の場合は公告開始後1年を経過する日までの間（内閣府令で規定予定）、継続して公告する必要があります。



**NPO法人は、①から④のいずれかから
貸借対照表の公告方法を選択し、
定款に定める必要があります**

4. 貸借対照表の公告 (3) 定款変更の必要性

現在、多くのNPO法人では、標準定款(定款例)を参考に、
「法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。」
と定款で公告方法を定めておられると思います

定款を変更しない場合

今後、毎年行う貸借対照表の公告についても、
定款で定めている公告方法(「法人の掲示場に掲示する
とともに、官報に掲載」)で行う必要が生じます

貸借対照表の公告について、
現行定款で定めている公告方法と別にすることは可能

この場合には、**定款変更が必要**となります！

4. 貸借対照表の公告 (4) 定款への記載例

例えば、③電子公告(法人のホームページ)を選択する場合

〔**現行の定款**〕

(公告の方法)

第〇条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。



〔**変更後の定款**〕

(公告の方法)

第〇条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、**法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。**



下線部を追加して、貸借対照表の公告方法を規定

4. 貸借対照表の公告 (5)公告方法の選択

NP0法人のみなさまにおかれましては、

**⇒ 貸借対照表の公告について、
次の(1)から(4)のいずれかから、方法を選択してください**

(1) 官報に掲載

(2) 日刊新聞紙に掲載

(3) 電子公告

(法人のホームページ、内閣府NP0法人ポータルサイト)

(4) 法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示

⇒ 自法人の定款を確認し、定款変更が必要か検討してください

注意！

官報以外を選択される法人は、必ず定款変更が必要です

**官報を選択される法人も、現行定款の記載内容によっては、
定款変更が必要です(例 解散公告に限定して定めている場合 等)**

4. 貸借対照表の公告 (6) 定款変更届出

⇒ **定款変更が必要な場合**

社員総会で定款変更を議決し、議事録を作成



所轄庁に「定款変更の届出」を行ってください

○ **提出書類**

- 
- ・定款変更届出書
 - ・定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本(コピー)
 - ・変更後の定款

所轄庁によって、届出書の様式、提出部数が異なりますので、それぞれの所轄庁のホームページ等で確認してください

※本変更のみの定款変更であれば、認証事項ではないため、この届出で定款変更手続は完了となります

4. 貸借対照表の公告 (7)公告の始期

⇒では、いつの貸借対照表から公告が必要でしょうか？

〔貸借対照表の公告に係る規定の施行日は
平成30年10月1日 です。〕



平成30年10月1日以後に作成する貸借対照表が対象

ただし、平成30年9月30日以前に作成した貸借対照表で直近のもの(特定貸借対照表)についても公告が必要

この場合

(1)平成30年10月1日以後遅滞なく

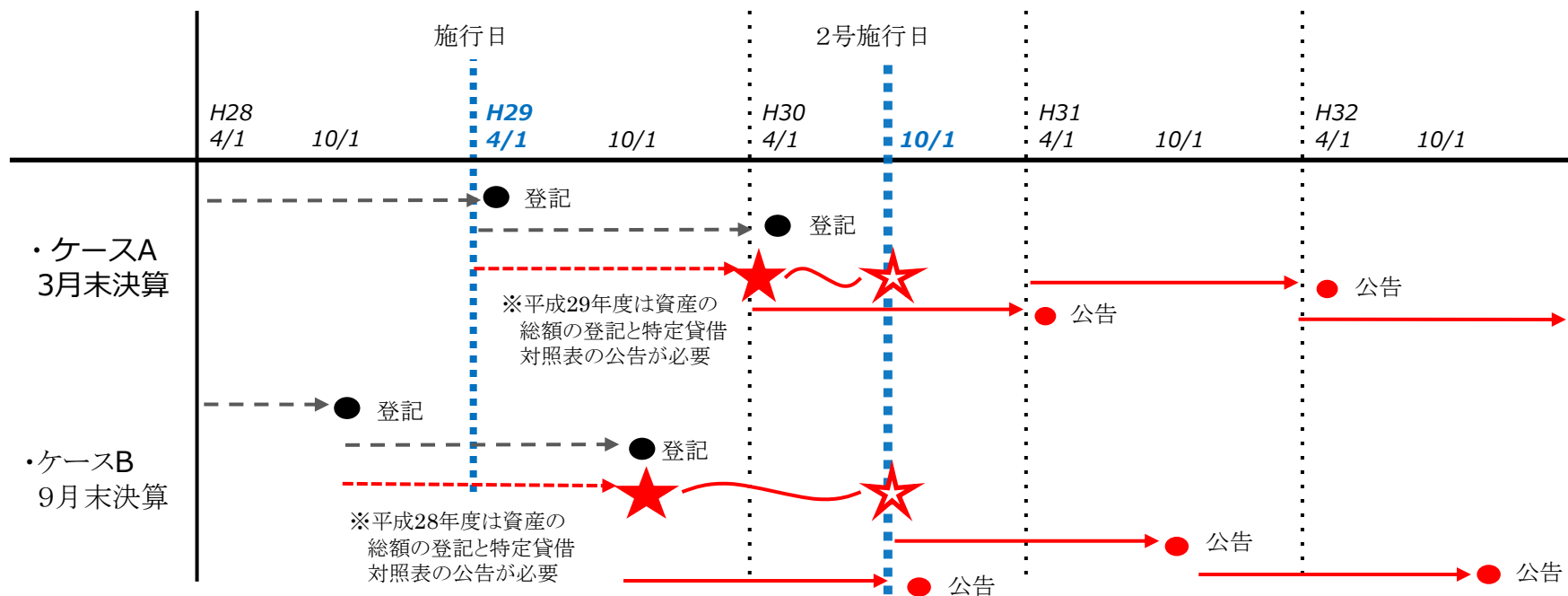
あるいは

(2)平成30年10月1日までに

公告する必要があります

4. 貸借対照表の公告 (7)公告の始期

(続き)



平成30年10月1日以降

⇒図の「●公告」のときに公告

ただし、

平成30年9月30日以前に作成した貸借対照表で直近のもの(特定貸借対照表)

⇒図の「☆」又は「☆~☆の間」いずれかのときに公告

なお、**資産の総額についても登記が必要**(図の「●登記」のとき)

4. 貸借対照表の公告

(8)公告の期間

⇒ **どの程度の期間、公告が必要ですか？**

公告の方法によって必要な期間が異なります

(1)官報に掲載

(2)日刊新聞紙に掲載

} 1度掲載することで公告となります

(3)電子公告 → 約5年間※継続して公告する必要があります

※貸借対照表の作成の日から起算して

5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間

例えば、4月から3月を事業年度とする法人が

平成30年度の貸借対照表を

平成31年6月1日に作成した場合

→平成37年3月31日まで継続して公告

(4)法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示

→ 1年間継続して公告する必要があります

4. 貸借対照表の公告

(9)内閣府NPO法人ポータルサイトによる公告について

**法人情報を入力するには、
内閣府ホームページから、
ユーザ登録をしていただく
必要があります**

**お配りしているチラシ⇒
をご覧ください**

〔参考〕内閣府ホームページ

内閣府NPO法人ポータルサイトご利用について

<https://www.npo-homepage.go.jp/news/160901news-npo-info>

**内閣府NPO法人ポータルサイトを
ご活用ください！**

**NPO法人
の皆様へ**

特定非営利活動促進法第72条に新たに第2項が設けられ、NPO法人に対する信頼性のさらなる向上が図られるよう、NPO法人に対して内閣府NPO法人ポータルサイト等を活用した積極的な情報の公表に努めるように努力義務が規定されました。内閣府ではNPO法人ポータルサイトの全面リニューアルを行い、スマートフォンやタブレットからの利用にも対応しました。貴団体の情報発信の手段として、様々な媒体からアクセスがしやすくなった新しいサイトを是非ともご活用ください！

<https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/users/auth/login>

2016年7月
内閣府NPO法人ポータルサイトが
リニューアルしました！
※PC・タブレット・スマートフォンでご利用できます。

内閣府NPO法人ポータルサイトにおいて、特定非営利活動法人(NPO法人)が、団体の活動情報や財務情報等を、NPO活動に参加や支援、興味のある方へ向けに発信する場を提供しています。

掲載できる情報

- 組織情報
 - ◆ 電話番号
 - ◆ FAX番号
 - ◆ メールアドレス
 - ◆ ホームページURL
 - ◆ 業種欄異動
 - ◆ 事業活動の内容
- 財務情報
 - ◆ 事業年度
 - ◆ 活動計画書
 - ◆ 貸借対照表
 - ◆ 事業、いほ会計基準

※同サイトの各法人の情報ページは、各NPO法人のホームページにリンクを貼ることができます。掲載されている情報については、転載・再刊用が可能な場合があります。詳しくは内閣府NPOホームページのサイトをご覧ください。
⇒ <https://www.npo-homepage.go.jp/noboc>

ステップ1 ユーザ登録をしてください。

- ①ログイン画面から「新規ユーザ登録」をしてください。※
- ②内閣府から確認書類が郵送されます。
- ③書類に従って手続を完了してください。

※ 利用規約を確認し、同意の上、手順に従ってご登録ください。

ステップ2 活動情報の発信にご活用ください。

- ①ログイン画面からマイページへログインします。
- ②情報を登録・更新し、公開申請をします。
- ③内閣府が承認すると内閣府NPOポータルサイトに公開されます。

※ ご不明な点がございましたら、専用フォームにてお問い合わせください。<https://form.cao.go.jp/npo/opinion-0017.html>

内閣府

本日、ご説明する内容は以上です

「うちの法人の定款だと、定款変更が必要？」

「定款変更するとしても、どのように記載したらいい？」

など

ご不明な点がありましたら、

それぞれの所轄庁へご相談ください

ご清聴、ありがとうございました

お問合せ先

- **大阪市所管法人** (大阪市のみに事務所を置く法人)
⇒ **大阪市市民局区政支援室市民活動支援担当**

- **堺市所管法人** (堺市のみに事務所を置く法人)
⇒ **堺市市民人権局市民生活部市民協働課**

- **大阪府所管法人**
 - (1) **島本町のみに事務所を置く法人**
府内の複数の市町村に事務所を置く法人
2つ以上の都道府県に事務所を設置する法人で
主たる事務所が大阪府内にある法人
⇒ **大阪府府民文化部男女参画・府民協働課**

 - (2) **権限移譲先市町村に事務所を置く法人**
(大阪市、堺市、島本町以外の市町村のみに事務所を置く法人)
⇒ **それぞれの市町村役場のNPO法人担当**